

1 事業名

所沢市体育施設設置及び管理条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市パークゴルフ場の管理について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内では、上尾市、志木市等において、同様にパークゴルフ場へ指定管理者制度を導入している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

スポーツ基本法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第86号 所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

(指定管理者による管理)

第15条 所沢市民武道館及び所沢市パークゴルフ場(次条及び第19条において「指定体育施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(利用料金)

第17条 利用料金は、別表1 体育施設(2) 所沢市民武道館及び(7) 所沢市パークゴルフ場の規定に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 略

(読替え)

第18条 指定管理者に第16条の業務を行わせる場合における第4条ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項、第7条から第9条まで、第11条、第13条第2項、第14条ただし書並びに別表の規定の適用については、第4条ただし書及び第5条第1項ただし書中「教育委員会が必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条第2項及び第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表に定める使用料を前納しなければならない」とあるのは「指定管理者に利用料金を納入しなければならない」と、同条第2項中「市長が必要と認めたものについては、使用料」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て利用料金」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長が特別の事由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に認めたときは、市長の承認を得て」と、第13条第2項及び第14条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理

(指定管理者による管理)

第15条 所沢市民武道館(次条及び第19条において「指定体育施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(利用料金)

第17条 利用料金は、別表1 体育施設(2) 所沢市民武道館の規定に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 略

(読替え)

第18条 指定管理者に第16条の業務を行わせる場合における第4条ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項、第7条から第9条まで、第11条、第13条第2項、第14条ただし書並びに別表の規定の適用については、第4条ただし書及び第5条第1項ただし書中「教育委員会が必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条第2項及び第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表に定める使用料を前納しなければならない」とあるのは「指定管理者に利用料金を納入しなければならない」と、同条第2項中「市長が必要と認めたものについては、使用料」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て利用料金」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長が特別の事由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に認めたときは、市長の承認を得て」と、第13条第2項及び第14条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理

者」と、別表1 体育施設(2) 所沢市民武道館及び(7) 所沢市パークゴルフ場の規定並びに備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

者」と、別表1 体育施設(2) 所沢市民武道館の規定及び備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。